いしかり地域との関わりを深める首都圏大学との連携事業

委託業務企画提案指示書

１　委託する業務名

　　いしかり地域との関わりを深める首都圏大学との連携事業委託業務

２　業務の目的及び概要

石狩管内では、少子・高齢化の進展により、生産年齢人口が減少する中、学生の進学時と就職時における若年層の首都圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）への転出超過も続いており、地域産業の担い手となる若者不足が懸念される状況にあることから、若い世代を地域に根付かせる取組のほか、首都圏などからの若手人材の呼び込みも重要となっている。

地域とのつながりが希薄化する傾向にある現代社会においては、学生時期における地域活動経験が与える影響は大きく、地域活動経験がある若者や、地域への愛着が高い若者は、その地域への就業を希望する傾向にあることから、首都圏から石狩管内への若者の人材還流及びいしかり地域の若者の地元定着を促進する取組として、首都圏大学生ならではの地域住民や行政職員とは異なる視点でいしかり地域の魅力や課題を自ら発掘し、課題解決に向けた取組を実施する中で、いしかり地域への親しみや愛着の醸成、また、地域活動で感じたいしかり地域の魅力を知人など首都圏の若者に普及させるなど、事業を通じていしかり地域との関わりを深め、交流人口から関係人口へ発展させるための事業を実施するもの。

３　委託業務の内容

首都圏大学生による、いしかり地域の魅力発掘や地域課題解決を図るための調査活動や、いしかり地域における体験活動などの地域活動を通じて、いしかり地域とのつながりや親しみ・愛着を持ってもらうための取組を企画・運営する。

　なお、首都圏大学については、石狩振興局が指定するものとする。

（１）対 象 者　石狩振興局が指定する首都圏大学の大学生

（２）参加人数　首都圏大学生６名程度（必要に応じて参加学生を１～２グループに分けて実施）

（３）企画内容

連絡調整、活動内容等の企画立案、会場の手配、当日運営等の一切の業務を行うこと。

なお、本事業は、いしかり地域にゆかりのない首都圏大学生が地域活動を実施するため、様々な情報を様々な角度から得る必要があるが、首都圏大学生ならではの地域住民や行政職員とは異なる視点で情報・意見交換や調査活動等に取り組むことにより、地域課題の解決に向け、より柔軟な発想や高度な提案を期待するものであることから、活動方法やその進め方、見込まれる効果などについて、具体的な提案を行うこととし、次の内容を取り入れること。

ア　課題の設定

・活動は大学生自らが「首都圏の若者がいしかり地域との関わりを深めること」をテーマとした地域課題を設定し、学生ならではの柔軟な発想で課題解決などの取組を進められること。

・課題の設定に当たっては、いしかり地域に関する情報提供を行い、活動テーマを例示するなど、課題設定が円滑に進められるよう配慮すること。

・なお、課題設定等については、事前に石狩振興局と協議の上、実施すること。

＜留意事項＞

　　　　・課題の設定は大学生自らが行うものとするが、いしかり地域に関する知識等を有していないことから、地域に関する情報（歴史や特産品、風土など）や活動テーマ例等を提供し、大学生が検討しやすいように配慮すること。

　　　　・なお、内容については、事前に石狩振興局と調整すること。

イ　活動内容

　　事前に石狩振興局と協議の上、実施するとともに、ミーティング等の活動結果を活動後２

週間以内に石狩振興局へ報告すること。

①　ミーティングの開催

・ミーティングの議題を設定した上で月１回程度、計６回以上開催すること。

　（必ず１回以上は対面方式により開催すること。）

・円滑な活動実施のため、体験活動や活動報告会の実施に向けた調整や準備、進捗確認や活動後の振り返りなどを行うこと。

・開催場所や開催内容等、当日の運営については受託者が行うこと。

・ミーティングの内容は、事前に委託者と受託者が協議した上で決定すること。

②　いしかり地域との関わりを深める体験活動の実施

・参加学生が石狩管内を最低２回以上訪問すること。

・参加学生がいしかり地域との関わりを深める体験活動を１回以上実施すること。

【例：農林水産業体験（収穫体験等）、地域でのボランティア活動、イベント（地域のお祭りの企画運営等）参加など】

・体験活動には、参加学生にいしかり地域の魅力が伝わる内容を取り入れること。

・活動先は石狩振興局管内とする。

※参加者が体験活動に参加するための旅費、宿泊費、保険料、活動経費については、委託料の中から補填すること。（食料費は自己負担を想定）

　　　③　活動報告会の実施

　　　　　・本取組は地域活動を通じた参加学生の貴重な経験の場でもあることから、参加学生が地域活動の協力者等に対してプレゼン（提案）を行うこと。

・首都圏の若者へいしかり地域の魅力を発信し、関わりを深めるため、参加学生の取組や提案内容を首都圏の若者等へ発表する報告会を開催すること。

　　　　　・参加学生の活動が形に残るものとすること。

④　意識調査アンケート

・参加学生に対して、活動前後における首都圏大学生の意識（親しみや愛着、移住意思など）や認知度の変化、活動を通じた感想等についてアンケートを実施し、その結果をまとめること。

　　　　　・アンケート内容について、事前に石狩振興局と協議の上で実施すること。

＜留意事項＞

　　　　・ミーティングについては、次の議題を例に内容を明確にして実施すること。

①課題設定、②活動計画、③活動結果、④提案検討

　　・石狩管内で行う体験活動には、参加学生が自ら設定した調査内容等を行程に含めること。

　　・事業効果を高めるため、各種団体、機関等との連携も積極的に取り入れること。

　・活動報告会の開催方法については、対面・オンライン・ＷＥＢ等任意とする。

　　ウ　学生へのサポート体制

　　　　定期的に学生と連絡をとるなど、活動の進捗状況の把握に努めるとともに、適宜情報提供

や助言などを行うこと。

　①　コーディネーター

　　　・学生の活動を支援し、いしかり地域との関わりをより深めるため、課題設定のテーマに関する専門的知識を有する者をコーディネーターとして配置すること。

　②　課題設定

　　　・いしかり地域に関する情報提供や活動テーマの例示などを行うこと。

　　　・参加学生の活動が、設定した課題に沿った内容となるよう助言などを行うこと。

③　ミーティング

　　　　　・円滑な活動実施のため、ミーティングの議題をあらかじめ明確に提示するとともに、ミーティング開催前後で適宜情報提供や助言などを行うこと。

　④　体験活動及び活動報告会

・体験活動の際は、各グループに必ず受託者またはコーディネーターが１名以上同行すること。

・参加学生が体験活動や活動報告会を円滑に進められるよう配慮すること。

エ　事業結果報告書の作成及び提出期限

・令和７年２月28日（金）までに成果品を提出すること。

・紙媒体　Ａ４版　２部、電子媒体（ＤＶＤ－Ｒ）　１部を作成すること。

※電子媒体については、エクセル・ワードなど二次加工が可能な形式とする。

・なお、本事業における成果品（データ）の所有権及び著作権は道に帰属するものとし、著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な権利処理を行うものとする。

４　委託期間

　　契約締結の日（５月中旬を予定）から令和７年３月14日（金）まで

５ 審査方法

　　総合評価一般競争入札とする。

６ 企画提案及び審査の項目

|  |  |
| --- | --- |
| 1 | 実施体制 |
| （１）実施体制・役割等 |
| 2 | 実績 |
| （１）過去の実績 |
| （２）知見やノウハウ |
| 3 | 実施手法 |
| （１）業務処理工程表 |
| 4 | 実施方策 |
| （１）課題設定 |
| （２）活動内容 |
| （３）学生へのサポート体制 |

７　総合評価型一般競争入札の参加資格要件

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項各号に掲げる者でないこと。

（２）地方自治法施行令第167条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

（３）道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

（４）暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

（５）暴力団関係事業者等でないこと。

（６）次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

（７）次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く）。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出

（８）単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するも

のであること。また、複数法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）で参加する

場合は、 道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。

（９）コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

８　業者選定数

　　１者を選定する。

９　入札参加資格審査委申請書等の提出

事業の企画提案への参加を希望する者は、次のとおり申請書、様式及び添付資料を提出すること。

（１）提出書類　参加資格申請書（別添様式）、添付資料

（２）提出部数　１部

（３）提出期限　令和６年（2024年）４月24日（水）午後５時必着

（４）提出場所　14に同じ

（５）提出方法　持参又は郵送（簡易書留又は書留のいずれかによる。）。

持参の場合の受付時間は、土日及び祝日を除く平日の午前９時から午後５時まで。

（６）その他　　提出された書類等については、返却しない。

10　企画提案書等の提出

　　入札参加資格審査申請書の提出後、北海道から提出の要請を受けた者は、期限までに次の必要書類を提出すること。

（１）提出書類　企画提案書（別添様式）、添付資料

（２）提出部数　６部(提案者名は１部のみ記載し、残り５部には提案者名を記載しないこと。)

（３）提出期限　令和６年（2024年）４月30日（火）午後５時必着

（４）提出場所　14に同じ

（５）提出方法　持参又は郵送（簡易書留又は書留のいずれかによる。）

持参の場合の受付時間は、土日及び祝日を除く平日の午前９時から午後５時まで。

（６）その他　　提出された書類等については、返却しない。

11　企画提案書記載上の留意事項

（１）実施体制・役割等については、業務実施上の責任者、人員、担当者の経歴、役割及び組織図などを具体的に記載すること。

（２）過去の類似事業等の実績については、本業務遂行の参考となる類似事業等の実績を記

載すること。

（３）業務処理工程表については、業務を効率的かつ効果的に実施できる全体スケジュール

とすること。

（４）実施方策については、「３　委託業務の内容」を満たした提案とすること。

（５）追加提案については、「２　業務の目的」を達成するため、独自の提案がある場合に記載すること。

12　総合評価審査委員会（ヒアリング）の実施

（１）参加者として選定した者から、総合評価審査委員会においてヒアリングを実施する。ヒアリングの日時及び場所は、別途通知する。

（２）企画提案書の提出数が５者を超える場合には、委員による書類選考を行う場合がある。

（３）ヒアリングに参加しなかった提案者の提案は無効とする。

13　その他

（１）公募手続きにおいて使用する言語、通貨 日本語、日本円

（２）無効となる提出書類

企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。

ア　提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。

イ　指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ　記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ　虚偽の内容が記載されているもの。

（３）その他

ア　全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

イ　提出された企画提案書等は、総合評価一般競争入札の目的以外には、提出者に無断で使用しないこととする。なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果品が納品される日まで閲覧に供する場合がある。

ウ　提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

エ　提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認められない。

オ　全ての提出書類は返却しない。

カ　本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。

14　問い合わせ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先

　　〒０６０－８５５８　札幌市中央区北３条西７丁目道庁別館５階

　　北海道石狩振興局地域創生部地域政策課　担当：長岡

　　電話番号　　　　 ０１１－７９５－９９７８（直通）

　　ＦＡＸ番号　 　　０１１－２３２－１０７０

　　メールアドレス　 ishikari.chisei1@pref.hokkaido.lg.jp